# 調 査 の 概 要

1　調査の目的　　人口動態調査は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2　調査の対象及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では昨年 1 年間に日本において発生した日本人の事象を客体とした。

3　調査の期間　　平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日

4　調査の方法　　市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。

5　報告の系統　　市区町村 ― 保健所 ― 都道府県 ― 厚生労働省

保健所を設置する市・特別区 ― 都道府県

6　結果の集計　　集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）で行った。

※人口動態調査は、統計法に基づく基幹統計「人口動態統計」を作成するための統計調査である。

＜利用上の注意＞

1　公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

| 人口動態統計速報 | 人口動態統計月報 | 人口動態統計年報 |
|---|---|---|
| 数値：調査票を作成した数 | 数値：概数 | 数値：確定数<br>（概数に修正を加えたもの） |
| 集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人<br>（いずれも前年以前発生のものを含む） | 集計客体：日本における日本人<br>（前年以前発生のものを除く） | 集計客体：日本における日本人<br>（日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生のものは別掲） |
| 公表：毎月<br>（調査月の約２か月後） | 公表：毎月<br>（調査月の約５か月後）<br>※：毎年（年間合計）<br>（調査年の翌年６月上旬） | 公表：毎年<br>（調査年の翌年９月） |

※本概況は中央の破線の部分である。

2　表章記号の規約

| | |
|---|---|
| 計数のない場合 | － |
| 統計項目のあり得ない場合 | ・ |
| 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 | … |
| 比率が微小（0.05 未満）の場合 | 0.0 |
| 減少数（率）の場合 | △ |

なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

3　用語の説明

自然増減：出生数から死亡数を減じたもの
乳児死亡：生後１年未満の死亡
新生児死亡：生後４週未満の死亡
早期新生児死亡：生後１週未満の死亡
死産：妊娠満 12 週以後の死児の出産
周産期死亡：妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの
合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）：その年次の 15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。（実際に１人の女性が一生の間に生む子ども数はコーホート合計特殊出生率である。）

4　本概況で使用した数値は、平成 30 年以前は確定数である。

5　昭和 47 年以前は沖縄県を含まない数値である。昭和 19～21 年は、戦災による資料喪失等資料不備のため省略した。

6　都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

7　諸率の算出に用いた人口は、50～52 頁を参照。